

# 収入保険制度

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめ概要

## 具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

### ○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。**なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

### ○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

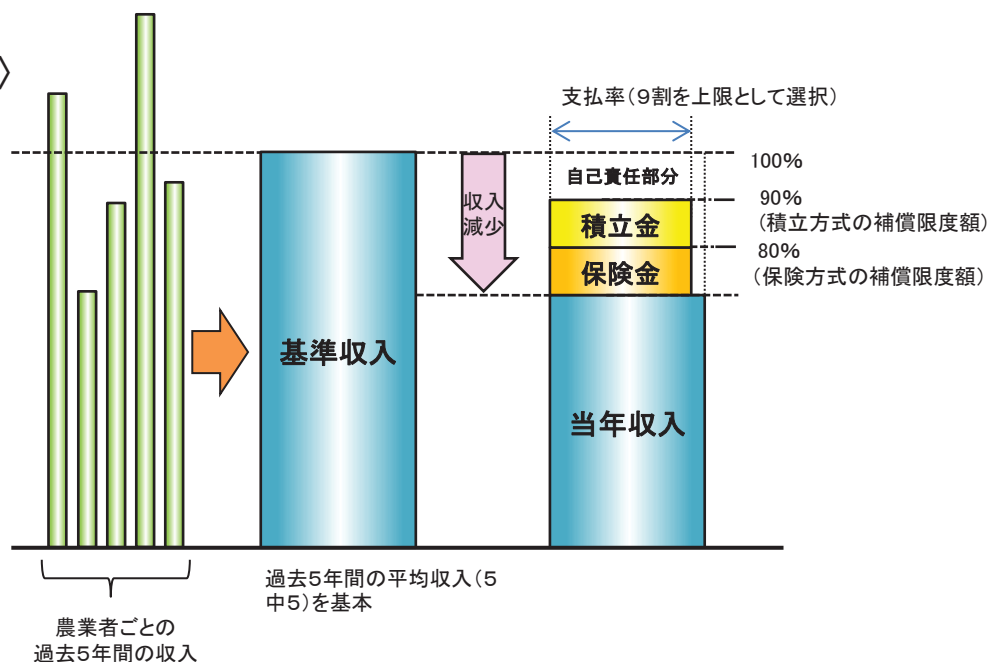
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

### ○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。

※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

### 〈補填のイメージ〉



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

## 保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料は、7.2万円

積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

補填金額

| 収入減少の程度<br>(当年収入) | 補填金の合計 |       |      | 補填金を含めた<br>当年収入<br>(対基準収入) |
|-------------------|--------|-------|------|----------------------------|
|                   |        | 保険金   | 積立金  |                            |
| 30%(700万円)        | 180万円  | 90万円  | 90万円 | 880万円(88%)                 |
| 50%(500万円)        | 360万円  | 270万円 | 90万円 | 860万円(86%)                 |
| 100%( 0万円)        | 810万円  | 720万円 | 90万円 | 810万円(81%)                 |

(参考) 保険料・積立金の計算方法

●保険料

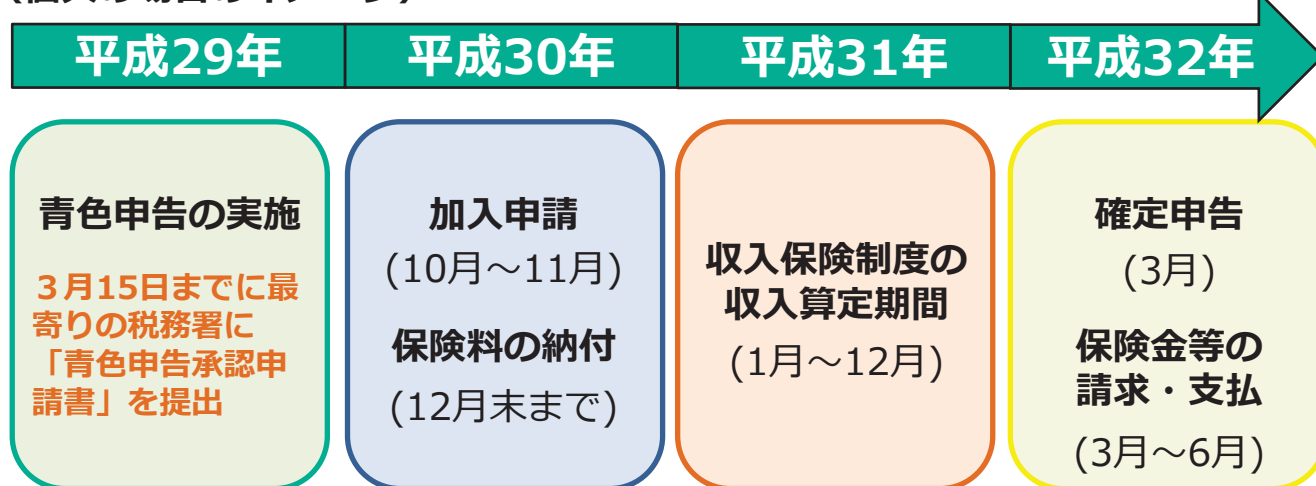
= 基準収入×補償限度(0.8を上限に選択)×支払率(0.9を上限に選択)×保険料率(1%)

●積立金

= 基準収入×積立幅(1割)×支払率(0.9を上限に選択)×1/4

## 加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)



○平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

# 青色申告を始めましょう！

- ・ 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- ・ なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした**収入保険制度の導入**が決定されました。(詳しくは次ページ参照)

## 青色申告の主なメリット

### ○青色申告特別控除

**「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円**を所得から控除可能です。

### ○損失の繰越しと繰戻し

**損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して**、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**毎年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

石川県農業共済組合  
金沢市田中町か26番地1  
TEL076-239-3111



# 収入保険制度

または

# 農業共済制度

へ加入しましょう！

「備えあれば憂いなし」の農業経営実現のためには、**収入保険制度**または**農業共済制度**への加入が大切です。



## お問合せ先など

### 収入保険制度や農業共済制度について

収入保険制度や農業共済制度についてのお問合せなどは、石川県農業共済組合までお問合せください。

※収入保険制度は**NOSAI 団体が新しく設立する全国組織**が実施する予定です。

### 青色申告について

書類の整理や帳簿の作成など青色申告に関するご質問・ご相談などは、お近くの税務署またはJA、農業会議等へお問合せください。



石川県農業共済組合  
金沢市田中町か26番地1  
TEL076-239-3111